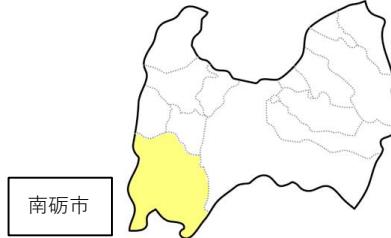
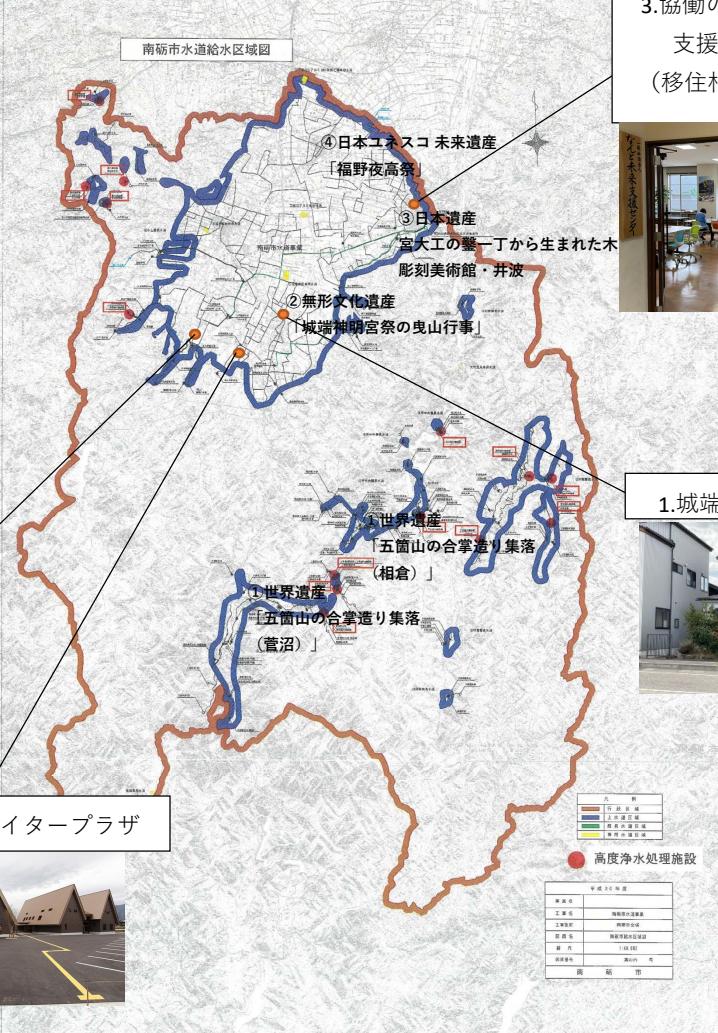


南砺市特定居住促進計画

令和7年10月2日策定

自治体名	富山県南砺市	計画期間	R7.10-R12.3
1. 特定居住促進区域			
<特定居住促進区域について> 特定居住促進区域は給水区域と同一とする。			
 南砺市			
<p><市の魅力></p> <p>①世界遺産 「五箇山の合掌造り集落（相倉・菅沼）」</p>  <p>②ユネスコ無形文化遺産 「城端神明宮祭の曳山行事」</p>  <p>③日本遺産 宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波</p>  <p>④日本ユネスコ未来遺産 「福野夜高祭」</p>  <p>⑤白山ユネスコエコパーク</p> 			
 <p>南砺市水道給水区域図</p> <p>④日本ユネスコ未来遺産 「福野夜高祭」</p> <p>③日本遺産 宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波</p> <p>②無形文化遺産 「城端神明宮祭の曳山行事」</p> <p>①世界遺産 「五箇山の合掌造り集落（相倉）」</p> <p>①世界遺産 「五箇山の合掌造り集落（菅沼）」</p> <p>1.城端体验ハウス</p> <p>2.太美山体验ハウス</p> <p>3.協働のまちづくり支援センター（移住相談窓口等）</p> <p>4.クリエイタープラザ</p> <p>高度浄水処理施設</p>			

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

南砺市は、ユネスコ世界遺産に登録された「五箇山の合掌造り集落」、ユネスコ無形文化遺産に登録された「城端神明宮祭の曳山行事」があるなど観光資源が豊富である。また、移住施策に力を入れており、宝島社が発行する「田舎暮らしの本」の住みたい田舎ランキングでは、北陸エリア総合部門にて令和5年度まで8年連続1位になるなど、年間100名余りの移住者を受入れている。しかしながら、人口減少や高齢化は確実に進み、ここ10年で人口減少要因の6割であった自然減が最も多いときで8割以上となり、特に出生数が約半減、20歳から30歳までの女性も27%減少している。このことにより、年間の人口減少が約600人から約900人に拡大した。このように当市における人口減少・少子高齢化による担い手不足は、全ての職種で深刻化し、また地域の住民活動も困難な状況になってきている。

そういった中、市では地域資源（人、物、自然、文化、お金）の循環と交流、それによって 地域が自立していくことを目指すために南砺市エコビレッジ構想の策定や住民自らが地域の課題を考え、解決に取り組む小規模多機能自治の手法を導入した新たな住民自治、地域共生社会(誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる南砺市)をまちぐるみで支え合う仕組みである「南砺市版地域包括ケアシステム」の構築、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを実感しながら健やかに成長できる社会を実現するため、「子どもの権利条例」の施行など市独自の取組を進めている。また、南砺市の人口減少対策や担い手確保の重点施策として、現在行っている関係人口拡大の取組（南砺市応援市民制度、移住体験ツアー、体験ハウス運営、オンラインマッチング事業、就農マッチングツアー事業等）を促進し、新たに二地域居住につなげたい。

二地域居住者につなげることによる多様な人材の関わり合いによって、新たなアイディアやビジネス、地域の担い手が生まれ、地域経済や地域コミュニティの活性化、空き家や空き地の活用、農業や伝統文化の復興などが期待できる。

国土交通省の二地域居住先導的プロジェクト実装事業にて、市における二地域居住の定義を定めるためのコンソーシアムを設立し、関係人口から二地域居住への行動変容につなげるための実証事業を行い、支援策をとりまとめることで、二地域居住の推進を図る。

(2)目標

- 関係人口施策「南砺市応援市民」の年間登録人数 120人／年
- 体験ハウスの利用者数 体験ハウス100人／年

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	宿泊施設	城端体験ハウス（移住体験施設）	南砺市城端1184番地3	第一種住居地域	整備済	南砺市	令和4年4月整備済
2	宿泊施設	太美山体験ハウス（移住体験施設）	南砺市嫁兼480番地1	指定なし	整備済	南砺市	平成28年2月整備済
3	事務所	南砺市協働のまちづくり支援センター	南砺市山見1739番地2	近隣商業地域	整備済	南砺市	平成22年4月整備済
4	事務所・交流施設	南砺市クリエイタープラザ（ホテル、オフィス、コワーキングスペース、会議室、カフェ等）	南砺市立野ヶ原東1514番地 18	指定なし	整備済	南砺市	平成28年整備済み

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- 用途（施設の種類）

該当なし

- エリア

該当なし

- 市街地環境の悪化を防止するための措置

該当なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

該当なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・ 用途（施設の種類）

該当なし

・ エリア

該当なし

・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

該当なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 二地域居住希望者やお試し移住希望者への情報提供（市ホームページ等）
- 二地域居住者及びお試し移住者向け住宅の環境整備
- 二地域居住希望者やお試し移住希望者からの相談窓口の設置
- 移住体験ツアーの実施
- 山村留学推進事業の実施
- 二地域住居を促進するオフィス等開設支援事業補助金
- 二地域居住の定義及び二地域居住への支援策の検討
- 県立南砺平高校の生徒全国募集の実施
- 南砺市応援市民制度の実施（市外に住みながらも、「南砺が好きである」など、南砺の応援団として活動していただける方を登録する制度）
- 南砺市公共ライドシェア（なんモビ）の実施

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

該当なし

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

- (1)都道府県知事への意見聴取：令和7年8月21日
- (2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

対象区域の住民へのアンケート調査：令和7年7月実施

- (3)都市計画との調和に関する事項

該当なし